

## 追補 1 のまえがき

この JIS Z 2248 の追補 1 は、産業標準化法に基づき、経済産業大臣が JIS Z 2248:2022 を改正した内容だけを示すものである。JIS Z 2248:2022 は、この追補 1 の内容の改正がされ、JIS Z 2248:2022R となる。

<http://www.china-gauges.com/>

金属材料曲げ試験方法  
(追補 1)

Metallic materials—Bend test  
(Amendment 1)

JIS Z 2248:2022 を、次のように改正する。

---

7.3.2 (2号試験片) を、次の文に置き換える。

7.3.2 2号試験片

この試験片は、断面が丸及び多角形断面で、主として棒鋼及び非鉄金属棒に適用する。試験片は、製品と等しい断面とする (図 7 参照)。ただし、直径又は内接円直径が、30 mm 超の場合、直径又は内接円直径を 25 mm を下回らない範囲まで減じて試験片を加工してもよい (図 8 参照)。このように加工した試験片を曲げる場合には、機械加工を行っていない面を曲げの外側に置く。

附属書 JA (JIS と対応国際規格との対比表) において、7.2 の次に 7.3.2 を次のように追加する。

**附属書 JA**  
**(参考)**  
**JIS と対応国際規格との対比表**

JIS Z 2248		ISO 7438:2020, (MOD)		
a) JIS の簡条番号	b) 対応国際規格の対応する簡条番号	c) 簡条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
7.3.2	7.4.2	変更	試験片の直径又は内接円直径を減じて試験片を加工することについて、ISO 規格では、直径又は内接円直径 30 mm 超 50 mm 以下の場合に許容事項、50 mm 超の場合は要求事項としているが、JIS では、30 mm 超 50 mm 以下に加えて 50 mm 超の場合も許容事項に変更した。	ISO への提案を検討する。
<p><b>注記 1</b> 簡条ごとの評価欄の用語の意味を、次に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 変更：対応国際規格の規定内容又は構成を変更している。</li> </ul> <p><b>注記 2</b> JIS と対応国際規格との対応の程度の全体評価の記号の意味を、次に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ MOD：対応国際規格を修正している。</li> </ul>				